

ライブ配信サービスで **投げ銭** こうかくかきん **高額課金** に気を付けて！

【相談事例】 いつも遊んでいるゲームの仲間が SNS でライブ配信をしていて、
 投げ銭をたくさんすると喜んでくれた。名前をよんでもらえたり、感謝の言葉を
 もらえたりするので、うれしくて繰り返し投げ銭をしてしまった。親から怒られ
 ることはわかっていたがやめられなかった。(10代女性)

【アドバイス】

- ▶ **ライブ配信者を応援するための「投げ銭」という課金機能があります。課金したいときは、家族で話し合しましょう。**

課金はお小遣いの範囲内でしましょう。

ライブ配信サービスを利用するときのルールなどを事前に家族と話し合っておきましょう。

- ▶ **請求された投げ銭の支払いは、業者との話し合いが必要です。**

未成年者が保護者の同意を得ていない契約は、

原則取り消すことができますが、本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。ライブ配信業者などと話し合う必要があります。

《わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。》



いやや

※通話料はすべて有料です。

消費者ホットライン **188**

—あなたの地域の消費生活センターにつながります—



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782



みもりん